

			Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			1. 就学援助制度の周知方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)										(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の冊子に制度を記載又は就学案内の冊子とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒へ世帯へ案内を送付	コ. その他	(2) (1) のコの内容	ア. 申請締切を設定し、期明け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、随切を過ぎた申請の場合は申請月や前定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ. その他	(4) (3) のオの内容・補足事項	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他	(6) (5) のクの内容					ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	(8) (7) のカの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			35	35	32	23	17	19	29	16	31	0	2	6	6	0	2	31	0	2	2	18	8	14	0	0	0	0	1	1	14	0	12	23	1	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

都道府県	市区町村名																																	
<中学校>（１） 実施・検討状況について								<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）														
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	<中学校>（２）（１）の力の内容						ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	<中学校>（６）（５）の工及びオの内容				
35	35	34	1	0	0	0	0	0						34	0	0	1	0	0	0	0	1	4	12	16	1	0	0	0	0	0	0		
宮城県	仙台市	○											○										○											
宮城県	石巻市	○											○										○											
宮城県	塩竈市	○											○											○										
宮城県	気仙沼市	○											○											○										
宮城県	白石市	○											○											○										
宮城県	名取市	○											○											○										
宮城県	角田市	○											○											○										
宮城県	多賀城市	○											○											○										
宮城県	岩沼市	○											○											○										
宮城県	登米市	○											○											○										
宮城県	東原市	○											○											○										
宮城県	東松島市	○											○											○										
宮城県	大崎市	○											○											○										

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率				
都道府県		市区町村名		(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) (1)でソ、タ又はツに○をした場合、生活保護基準額に掛ける係数(倍率)		(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)		(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
				ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民健康保険料の免除	オ、国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者の職業安定所登録労働者	ク、PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の額(384万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ、特別支援教育(学級支援)の必要判定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	テ、離職や病気等の理由によって家族が急変した者	ト、その他					
				係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)						
35	35	33	30	22	28	25	30	5	4	19	20	6	7	8	21	9	3	16	0	1	7	27	0	7	2	35		
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0		
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1			(4)について、1.3倍未満は認定、1.3～1.5未満に該当したものは民生委員の訪問調査による意見書を踏まえて判断する。	0		
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○											○				1				0		
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1				0		
宮城県	白石市																	○				1				0		
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0		
宮城県	角田市	○															○					1				0		
宮城県	多賀城市	○	○		○	○	○			○	○				○			○				1				0		
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1			特別な事情がある場合は別に判断をする。	0		
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1				0		
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○				○															0		
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○				1				0		
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○								○		○					1			○生活保護基準額に掛ける倍率について 世帯人数が4人以下の場合は1.3倍、5人以上の場合は1.25倍をかけている	0		

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
35	35	3
宮城県	仙台市	
宮城県	石巻市	
宮城県	塩竈市	
宮城県	気仙沼市	
宮城県	白石市	
宮城県	名取市	
宮城県	角田市	
宮城県	多賀城市	
宮城県	岩沼市	
宮城県	登米市	
宮城県	東原市	
宮城県	東松島市	
宮城県	大崎市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
35	35	3
宮城県	富谷市	
宮城県	蔵王町	
宮城県	七ヶ宿町	
宮城県	大河原町	令和5年度の事業内容、上記欄に反映させる必要があると感じているが、質をより詳細を上げるとしてほしい。
宮城県	村田町	
宮城県	柴田町	
宮城県	川崎町	
宮城県	丸森町	
宮城県	亘理町	
宮城県	山元町	
宮城県	松島町	
宮城県	七ヶ浜町	
宮城県	利府町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
35	35	3
宮城県	大和町	
宮城県	大郷町	納入予定児童生徒等生活費等の納入手続状況について ・給食の納入状況について ・給食の納入と納入予定との差額が発生している場合は、（児童生徒、児童生徒等） ・給食の納入と納入予定との差額が発生している場合は、（児童生徒、児童生徒等） ・給食の納入と納入予定との差額が発生している場合は、（児童生徒、児童生徒等） 全ての児童生徒を対象に、すべての児童に給食費を納入済みとし、その費用は国が市町村へ補助するようになっている。
宮城県	大衡村	
宮城県	色麻町	
宮城県	加美町	
宮城県	涌谷町	国庫の認定条件では主に生活費の補助制度を基準としているが、国庫の認定条件を満たさず、今後も国庫認定は行わずに生活費補助制度を基準とした認定基準を設ける予定である。
宮城県	美里町	
宮城県	女川町	
宮城県	南三陸町	